

令和6年9月3日

報道各位

消防局長

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

1 処分の内容

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 処分の程度   | 懲戒処分 減給10分の1 2か月                          |
| (2) 処分年月日   | 令和6年9月3日                                  |
| (3) 被処分者    | 南消防署 消防司令補 40歳代（令和6年9月3日現在）               |
| (4) 処分対象の概要 | 被処分者は、令和6年6月から7月にかけて、部下職員に飲食代約3万円を支払わせたもの |

このほか、管理監督責任として、所属長を行政上の措置である「訓告」としたほか、課長級職員及び主幹級職員を「局長の文書注意」とした。

2 処分に関する消防局長コメント

本日付けで、職員1名を懲戒処分としました。

当該職員の行為は、市民の安心安全を守る消防職員としてあるまじき行為であり、誠に遺憾であります。

今後は、ハラスメント防止対策の強化を含め、一層の綱紀粛正と服務規律の徹底を図り、職員一同、信頼回復に努めてまいります。

※本件に対する問い合わせについては、令和6年9月3日午後6時15分までにお願いします。

【問い合わせ先】

新潟市消防局 企画人事課  
電話 025-288-3210（直通）  
担当 伊藤